

（表）

保有個人情報の開示を求められた方へ

沖 縄 県

- 1 開示決定等の通知は、開示請求書を窓口で收受した日から起算して15日以内に行うことになっており、決定後に所管課等から請求者あてに郵送しますので、決定から到着までに2～3日かかります。
- 2 やむを得ない理由により15日以内に開示決定等を行うことができない場合は、その期間を開示請求書を窓口で收受した日から起算して45日以内で延長することがあります。この場合には、開示請求書を窓口で收受した日から起算して15日以内に、所管課等から請求者あてに決定期間を延長する旨を通知します。
- 3 保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求書を窓口で收受した日から起算して45日以内に、そのすべてについて開示決定等を行うことにより事務に著しい支障がある場合には、45日以内に相当の部分について開示決定等をし、残りの保有個人情報については、後日、開示決定等を行うことがあります。
この場合には、開示請求書を窓口で收受した日から起算して15日以内に、所管課等から請求者あてにこのように取り扱う旨及び延長後の開示決定等の期限を通知します。
- 4 保有個人情報の開示は、その写しを送付する場合を除き、決定通知書で指定する日時及び場所で行います。（所管課等から、開庁時間内における開示請求者の都合のよい日程について、事前に電話照会があります。）
- 5 保有個人情報の写しを「直接交付」で希望される方には、写しの作成に要する費用（複写料金）を、現金（出先機関の場合は、現金又は納入通知書）により負担していただきます。
※写しの作成に要する費用（複写料金）については、裏面参照
- 6 保有個人情報の写しを「郵送」による交付で希望される方には、写しの作成に要する費用（複写料）を、郵便為替、現金書留又は納入通知書により、また、写しの送付（郵送）に要する費用（簡易書留郵便料金）を切手等により負担していただきます。
この場合、郵便局における郵便為替又は現金書留に係る手数料は、開示請求者の負担となりますので御了承ください。

例：保有個人情報の写し（A4・白黒）5枚の交付を、郵送で希望される場合：659円

- ①写しの作成に要する費用（複写料金）：郵便為替50円分
- ②郵便為替の手数料（郵便局でお支払い）：100円
- ③写しの送付（郵送）に要する費用
（定形郵便物25gまで）（簡易書留郵便料金）：切手404円分
- ④県庁へ郵送するための封筒代＋切手代：105円（21円＋84円分）

※上記は令和2年7月現在の料金

- 7 「郵送」による交付を希望される場合は、上記6の費用（①及び③）について受領確認した後に、所管課等から請求者あてに保有個人情報の写しをお送りします。

開示受付窓口名	
電話番号	

(裏)

公文書の種類	区分	費用	
文書又は図画	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円 (日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)まで)
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円	
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円(A3まで)
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)
	録音カセットテープ(120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき210円	
	ビデオカセットテープ(VHS方式の120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき350円	
	フロッピーディスク(3.5インチ2HDに限る。)に複写したもの	1枚につき30円	
	CD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円	
	DVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円	

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 交付する写しの用紙の大きさは、A3までとする。A3を超える大きさの場合は、原則としてA3までの大きさの用紙による分割複写により処理するものとし、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算する。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、知事が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。